

## 【参考資料 1】

### 被災地での段階的産業再生の復興支援について

平成 23 年 7 月  
社団法人再開発コーディネーター協会

今回の津波被害では、街だけにとどまらず、農地や漁港迄も壊滅的破壊を受けている。その為、産業再生といっても、その方針決定や実行の為の時間的違いが生じるため、産業の種別に段階的復興支援が必要となる。

1. 今回の被災地での産業を仮に 漁業・農業を中心とした第 1 次産業、水産加工業やその他製造業の第 2 次産業、商業者(商店)等第 3 次産業とに分けて段階的産業再生を考える。

2. まず第 1 次産業である漁業と農業については、次のようなことと考える。

漁業については漁港の整備、農業については冠水等をした農地の整備について、インフラとして公共事業としての整備が臨まれるとともに、そのような方針も打ち出されているところがある。

漁業、農業ともに、世界に通用する、強いそして次世代が担い手として参加できる漁業・農業となるべきであり、その方向については、日本の産業政策として国が方向性についての関与と実行についての支援を行うべきである。又、それらについて、今迄の農林水産省の政策からすれば国が支援を行う事は十分考えられる事柄である。

又、漁港整備、農地整備については一定の時間が必要である。

その為、第 1 次産業とりわけその土地に立脚する農業の従事者は、当面する所得を稼げる就労が農業では難しいこととなり、その間の雇用を考える必要がある。

3. 第 2 次産業である製造業については、次のようなことと考える。

農業や商店に比べて土地の立地性向は強くなく、復興計画が定まらなくても一定の方向の中で再生に動き出せる産業として考えられる。現状でも立地的には復旧であっても、整備内容としては復興となることが考えられる。製造業者の相手は地元よりも日本全国或いは世界であり、街のグランドデザインが定まらなくても経営判断は出来る産業である。

第 2 次産業は一つの企業での雇用と地域への収入に対しての効果は大きく、地域の再生のために急いで産業再生を行わなければならない産業である。

製造業は日本の企業の代表的産業であり、各企業が固有性とノウハウを生かして発展してきた。その点で、一般的には、産業再編を特に考えなくてもよい産業と言える。

以上から、被災地での水産加工業を始めとした、製造業についてはすぐにでも本格的復旧にはいることが出来る産業であり、仮設的な再生でなく、産業再生として一番目に支援をしていくべき対象である。

水産加工業でも製造業として原料の半分位は地元でなく世界から調達をしていると伺った。この事は、地域にとって産業の位置づけがより高い(外を巻き込んで地域の産業としている)と言えるとともに、逆の見方をすると、被災地でなくても一定のノウハウを持っている者が他地区でも産業を興すことが可能ということにも繋がる。(立地性向が強くないということと同じ)

その為にも、被災地の経営者が再生できる支援を早期に行わないと、地場産業としての製造業も他地区に移転してしまうこととなる。(移転というよりも他地区に奪われる)

漁業・農業に比べて国等の支援制度が整っていない中で、早急に地元を中心として支援方策を考えるべき産業である。

4. 第3次産業である商業(商店)については、次のようなことと考える。

商業は地元の人口・収入によって規模や経営が変わるものである。その点で商業(商店)経営としては、第1次産業、第2次産業の再生がどの様になるかを見極めながら、実施を考える必要がある。

商業(商店)の立地は第2次産業と違って立地性向の強いものであり、街のグランドデザインと切り離して考えることは出来ない。

その点で商業(商店)は、街づくりと不即不離の関係にあるものであり、街の復興方針が定まらないと本格的復興に向けた動きは出来ない。

日本のモデルとなる復興計画にあたっては、これからの高齢化社会と人口減を考えた、「コンパクトシティ」の概念による街づくりは必然であり、その点で物理的にも今迄の復旧ではない復興が必要となる。

以上のことを考えると、商業(商店)の本格的再生に向けた動きは、暫く時間を擁すると言わざるを得ない。

農業と同じく、商業(商店)従事者は本格的就労について考える必要がある。一方、本格的街の復興と併せて時間を要するわけであるため、多分5年というスパンで住むこととなる仮設住宅地においては、街の利便性を考えた機能を備える必要があるとともに、商業(商店)に取っては仮設住宅地等が需要の場所でもあるといえる。

商業(商店)の本格的再生にあたっては、支援方法等をどの様に考えるか、街のインフラ整備と併せてもう少し議論のいるところと見られるが、当面する支援として、仮設住宅地周辺における仮設共同店舗の設置のように、何らかの支援を考える必要があるであろう。仮設店舗の設置については中小企業基盤整備機構における支援策の活用等で一定の雇用確保を行うべきである。

5. 復興産業を地元の産業として位置づけ、上記により、当面就労が難しい産業の従事者を優先的に受け入れるとともに、地域の担い手として、今後の地域発展の為、被災者等が地域から離れないで暮らせる政策を実行すべきである。